

平成 27 年 6 月 1 日受付開始

回覧

## 沼津市高齢者運転免許証自主返納支援事業

沼津市では、高齢運転者による交通事故の防止を図るため、運転免許証を自主返納された方を支援します。

少しでも運転に不安を感じている方は、自主返納を考えてみませんか？

### 1 支援内容

・市内協力事業者でご利用できるバス・タクシー利用券 5,000 円分（100 円券×50 枚）を交付します。

※利用券の有効期限は、交付を受けた日から1年を経過した日の属する年度の3月末日までです。例：H27.4.20 運転免許証自主返納⇒H27.6.1 利用券交付⇒有効期限：H29.3.31

### 2 対象者

・平成 27 年 4 月 1 日以降に、有効期間内の運転免許証を自主返納した、支援事業の申請時に 65 歳以上の市民。

※免許証の更新をせずに失効した場合は、自主返納になりません。

※申請期間は、免許証返納後 6 カ月以内で、交付は 1 回限りです。



### 3 申請手順

#### (1) 運転免許証の自主返納手続き

◇東部運転免許センター (☎921-2000)

平日の午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分、午後 1 時～午後 3 時 30 分

◇沼津警察署運転免許窓口 (☎952-0110)

平日の午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分、午後 1 時～午後 4 時

◇必要な持ち物 認印、有効期間内の運転免許証

◇注意 事項 必ずご本人が申請してください。

⇒「申請による運転免許の取消通知書」が交付されます（手数料無料）。

⇒「取消しを受けた免許証」（裏面に取消しされた旨の記載あり）を受け取ってください。

※取消しを受けた免許証は、申請しないともらえません（手数料無料）。

※身分証明書として使える「運転経歴証明書」を発行することもできます（手数料 1,000 円）。



#### (2) 支援事業の申請手続き

◇沼津市役所 2 階 地域自治課 (☎934-4742)

平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

◇必要な持ち物 ①認印、②「申請による運転免許の取消通知書」の写し、③「取消しを受けた免許証」または「運転経歴証明書」等、公的機関等が発行する本人が確認できる書類の写し

※支援事業の受付は、平成 27 年 6 月 1 日からです。

4、5 月中に自主返納をされた方も、6 月 1 日以降に手続きをお願いします。

問合せ 沼津市地域自治課交通・防犯対策室 ☎934-4742